

Progress～進歩～

一期一会

31年 3月号 (広告)
 2019年3月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086 - 466 - 1255
 FAX 086 - 466 - 1288
 第142号
 発行担当者: 川澄 知世



3月です！もう春ですね。四季のなかでも春が一番好きだと答える人が多いでしょう。好きな季節ランキングを見ると、年代別でも30代以下以外の年代は、春が1位と答えたとです。そんなみんなが好きな春ですが、花粉症の方にはつらい時期になってきますね。中国地方の花粉飛散量は、例年比より多い(前年比並)だろうとされています。早めの対策で少しでも症状を和らげていきましょう。



今年10月から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。10月1日以降は、10%に引き上げられるものもあれば、以前の8%のままのものもある、というわけではありません。右の表のように、現行制度の地方消費税率は消費税額の17/63、10月以降は標準税率も軽減税率も地方消費税率は消費税額の22/78となります。そのため、同じ8%でも経過措置の適用を受けた現行制度の8%と、軽減税率の8%は、それぞれ区分する必要があります。

	現行制度	2019年10月1日以後	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.2%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.8%
合計	8.0%	10.0%	8.0%

重要なポイントは、引き上げと同時に実施される「軽減税率制度」と「経過措置」です。

軽減税率制度

軽減税率制度とは、消費税の増税によって、高所得者層より低所得者層の方が負担が大きくなっていくことを防ぐために、「日々の生活において幅広い消費者が消費・活用しているものに係る消費税の負担を軽減する」という考え方に基づき特定の品目に対しては軽減税率(8%)が適用される制度です。

軽減税率の対象となる品目

飲料食品(酒類・外食を除く)

外食については、食べる場所などによって定義が細かく分類されていますので注意が必要です。「飲食料品を提供する時点」で判定を行ないます。

週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づく)

電子版の場合は軽減税率の対象外となります。

対象となるかどうか判断の難しいものもありますのでいつでもお問い合わせくださいませ。

ちなみに・・・

海外ではすでに軽減税率制度を導入している国がたくさんあります。

スウェーデンでは、標準税率25%・食料品の税率12%

イギリスでは、標準税率20%・食料品の税率0%

カナダでは、標準税率 5%・食料品の税率0% etc...

チョコレートはカカオ50%未満だと軽減税率の適用であったり、ドーナツの購入の個数が6個以上だと非課税であったり、季節や時間で対象が変わったりとそれぞれの国の文化等を背景に様々な区分けがされています。

海外の軽減税率制度と比べると、日本の軽減税率はまだシンプルなのかもしれませんね。



<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」今月の開催日**3月22日(金)**です。不透明な経済情勢が続いていますが、このような状況にこそ経営計画が求められています。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月22日(金)	12・1・2・3月決算法人様	3月15日(金)
4月12日(金)	1・2・3・4月決算法人様	4月 5日(金)
5月16日(木)	2・3・4・5月決算法人様	5月10日(金)

<3月スケジュール>

11	月	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
15	金	*所得税の確定申告期限及び納付期限 (振替納税は4月22日)
		*贈与税の確定申告期限及び納付期限
		*個人の青色申告の承認申請書提出期限 *個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)申告期限
22	金	* 経営計画書作成セミナー ：Vision
31	日	*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の4・10月決算法人)
		*個人事業者の消費税確定申告及び納付期限(振替納税は4月24日) (3月31日は日曜日となりますので、4月1日が期限となっています。)

経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行なわれる各種取引に対して適用されますが、適用開始日以後に行なわれる取引の一部について、改正前の税率を適用するという経過措置が講じられています。

2019年施行日以後に事業者が行なう資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。経過措置の適用を受けるための契約の締結の期限となる日(指定日)が2019年4月1日としているものを挙げていきます。

・請負工事等

建設工事や大型機械の製造請負(受注精算)など、完成・引き渡しまでに長期間を要するものについては、と に該当する場合、経過措置として8%の税率が適用されます。

2019年3月31日までに契約し、

2019年10月1日以後に完成・引き渡し

該当する業種では、営業戦略としても重要です。ただし、マンションや建売住宅の販売は、完成した物件を販売するだけなので、請負には該当せず、経過措置の適用はありません。

(特例として「工事の請負に係る契約」に類する場合、(壁の色やドアの形状などを特注できる等の契約であれば)物件価格を含めた契約全体が経過措置の対象となります。)

また、工事や製造のほか、測量、地質調査、ソフトウェアの開発など請負や委任に係る契約で、長時間を要するもの、かつ、目的物の引き渡しが一括して行なわれるものうち仕事内容につき相手方の注文が付されているものも対象となります。

(経過措置の適用にあたっては、契約の相手方に対して、経過措置の適用を受けた旨を契約書・請求書等で通知する必要があります。)

・資産の貸付け(家賃、リースなど)

家賃は原則として、次のようになります。

・2019年9月30日までの家賃は8%、2019年10月1日以後の家賃は10%。

ただし、 から に該当する場合は経過措置が適用されます。

2019年3月31日までに契約し、

2019年9月30日までに貸付を開始し、

2019年10月1日以後も継続して貸し付けている。

また、契約内容が次の と または と に掲げる要件に該当しなければなりません。

貸付期間と家賃の額の定めがあること

家賃の額の変更を求められないこと

契約期間中の解約の申し入れができないこと及び次に掲げることが契約において定められていること

(契約期間中に支払われる対価額の合計額) / (貸し付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額の合計額) 90%

・指定役務の提供

将来の葬儀や結婚式に備えて、毎月、一定額を積み立てる冠婚葬祭互助会の契約については、その性質上、葬儀や結婚式の時期をあらかじめ定めることができないことから次の場合には、実際の冠婚葬祭が2019年10月1日以降であっても、8%の税率が適用されます。

2019年3月31日までに契約し、

2019年9月30日までに対価の全部又は一部の支払を受けること

契約に係る役務の提供の額が定められていること

対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

・予約販売に係る書籍等

書籍や新聞、その他物品に関して、不特定多数のものに対する定期継続供給契約に基づき譲渡するものについては、以下の条件に該当する場合には、経過措置が適用されます。(軽減税率の対象品目を除く)

2019年3月31日までに契約し、

2019年9月30日までに対価の全部または一部の支払を受け、

2019年10月1日以後にその譲渡が行なわれること

・通信販売

新聞・テレビ・チラシ・カタログ・インターネット等による通信販売(通信教育や電子書籍の配信等を含む)は、次の と に該当すれば10月以後の販売でも8%の税率が適用されます。(軽減税率の対象品目を除く)

2019年3月31日までに販売価格等の提示などがあること

2019年9月30日までに申し込みを受けていること

なお、3月31日までに販売条件を提示していること、及び提示した販売条件に従って商品の販売が行なわれたことを書類等で明らかにしておきましょう。

・有料老人ホーム

有料老人ホームの終身入居契約については、次の場合、経過措置として、8%の税率が適用されます。

2019年3月31日までの契約で

2019年9月30日までに入居しているもので、

入居期間中のサービス料が一時金で支払われるもので、

一時金の額の変更を求められないもの

